八街市監査委員条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 10 月 30 日

八 街 市 長 [illegible]

八街市条例第 34 号

八街市監査委員条例等の一部を改正する条例

（八街市監査委員条例の一部改正）

第１条　八街市監査委員条例（平成５年条例第４号）の一部を次のように改正する。

第５条中「法第２４３条の２の８第３項」を「法第２４３条の２の９第３項」に改める。

第１３条第１項中「法第２４３条の２の８第３項」を「法第２４３条の２の９第３項」に改め、同条第２項中「法第２４３条の２の８第８項」を「法第２４３条の２の９第８項」に改める。

（八街市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

第２条　八街市下水道事業の設置等に関する条例（令和元年条例第２５号）の一部を次のように改正する。

第５条中「地方自治法(昭和２２年法律第６７号)第２４３条の２の８第８項」を「地方自治法(昭和２２年法律第６７号)第２４３条の２の９第８項」に改める。

（八街市水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

第３条　八街市水道事業の設置等に関する条例（昭和４２年条例第３号）の一部を次のように改正する。

第７条中「地方自治法(昭和２２年法律第６７号)第２４３条の２の８第８項」を「地方自治法(昭和２２年法律第６７号)第２４３条の２の９第８項」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。